

令和5年6月5日

見附市議会議員 様

見附市議会議員 星野 雄哉

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】 インボイス制度への対応について

答弁を求める者 市長

1 消費税のインボイス制度が来たる10月1日に実施される予定となっております。この制度は令和元年の軽減税率の導入により消費税という一つの税金の中に、複数の税率が存在することになったことが要因であり、納税額を計算しやすくし、事務処理を効率化することが目的であります。また、事業者が消費税の仕入税額控除を適正に計算するための制度でもあります。消費税納税義務がある課税事業者は、商取引において税率、税額を明記した文書を発行する義務を負い、併せて帳簿のペーパーレス化も必要になるものであります。

インボイス制度は、消費税の仕入税額控除の方式の一つで、課税事業者が発行するインボイス（適格請求書…請求書など税率・税額を明記する税額票）に記載された税額のみを控除することができる制度であります。逆に言えば適格請求書が発行できないインボイス制度に未登録の事業者については、その事業者と取引をする場合に消費税の仕入額控除ができないという形になってしまいます（資料①）。インボイスを発行するには税務署へのインボイス発行事業者の登録申請が必要であり、これまで消費税の納税義務のなかった免税事業者は、登録してインボイスが発行のできる課税事業者になるか、そのまま免税事業者であり続けるかの選択をすることになります。制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、令和5年9月末までに登録申請をすることが必要になります。

国税庁によると、令和5年3月末のインボイス登録数（人格のない社団等

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



3, 348件を除く)は268万867件で、法人と個人事業主の割合をみると、総務省「平成28年経済センサス」に基づく法人数187万7,438件の内、法人の登録数は182万4,807件で登録率は97.1%まで上昇しております。一方で、個人事業主は197万9,091件の内、登録数は85万6,060件で登録率は43.2%となっております。また、法人の都道府県別登録率も公表されていて、新潟県は78.29%(44位)であり、ワースト5に入っております。

インボイス制度は免税事業者や個人事業主に大きな影響を与える可能性が指摘されており、業種によっては各種業界団体から反対声明が出されたりしており、制度実施を目前に不安の声も多く耳にします。見附市にとっても無関係ではなく、当然ながら市内事業者にも影響が及び、ひいては地域経済にも影響を与える可能性もあります。影響を受ける範囲というのは非常に大きい部分がありますので、制度実施を前にインボイスに対する市の認識や対応が必要なところについて、以下質問いたします。

(1) インボイス制度への対応について

インボイス制度は事業者だけでなく、行政や関係団体にも影響があります。免税事業者と取引していたら仕入れ税額控除が出来ず、税負担増になりますし、逆に行政や関係団体がインボイス制度に登録していないと、取引先の事業者側の消費税負担が増加してしまいます。

ア 見附市もできる限りの事態を想定しながらインボイス制度の登録を進めていく必要があるかと思いますが、市の各種会計、一般会計、特別会計、企業会計について登録状況をお伺いします。

イ 各種会計のみではなく市が事務局を務めているような実行委員会など、市に関係する各種委員会、協議会等も対象になってくるといように考えられますが、市の関係団体の登録状況をお伺いします。

ウ 入札参加資格についてお伺いします。自治体によっては消費税負担増への対策として、令和5年度以降の入札参加資格にインボイス登録を加えるということを実行しているところもあります。こうしたことは公共工事や公共調達から小規模の事業者を排除することにもつなが

り、地域経済にもマイナスの影響を与えると考えられます。見附市においては入札や契約に際し、免税事業者にインボイス登録を求めたり、また、促したりすることはあるのかどうかをお伺いします。

エ インボイス制度導入に当たりまして、企業間の取引でも現状注意が促されている値引き等についてお伺いします。資料①で例えますと、110円の取引をしている免税事業者に対して、10月からAのほうが10円の仕入額控除ができなくなるので、値引きしてほしいという交渉が行われるかもしれません。こういった値引き交渉については公正取引委員会でも一定の見解が示されております。市の財政を考えれば、少しでも抑えるべきなので交渉があるかもしれませんが、こういった部分は、民間企業間でも注意が促されている部分でもありますので、そこを市が率先して値引きをしていくというのは一定の問題がある様に感じますが、このような点について今後インボイス未登録事業者との取引の際どのような対応をとっていくのか、現時点での市の考えをお伺いします。

(2) 市内企業・個人事業主への影響について

インボイス制度への登録申請や様式変更など必要になるという意味では、基本的に全ての事業者が影響する制度です。さらに、大きな対応を迫られる可能性のある事業者としては、免税事業者たる中小企業や個人事業主が考えられます。大きく分けて4つ影響があり、1つ目はインボイス制度による書式やシステムの変更、2つ目は課税事業者が免税事業者と契約する際の消費税額負担増(資料①)、3つ目は、免税事業者が取引先から値引き交渉など取引を停止されるといった影響があるかもしれないところ、4つ目は免税事業者が課税事業者になるということでの消費税額を負担することが新しく出てしまうことなど、様々な影響があると考えます。

ア インボイス制度の実施により、どのような職種の事業者・個人が、影響を受けていくと考えているのかをお伺いします。一般的なものはもちろん、見附市として何か特徴的なものがあればお答えください。

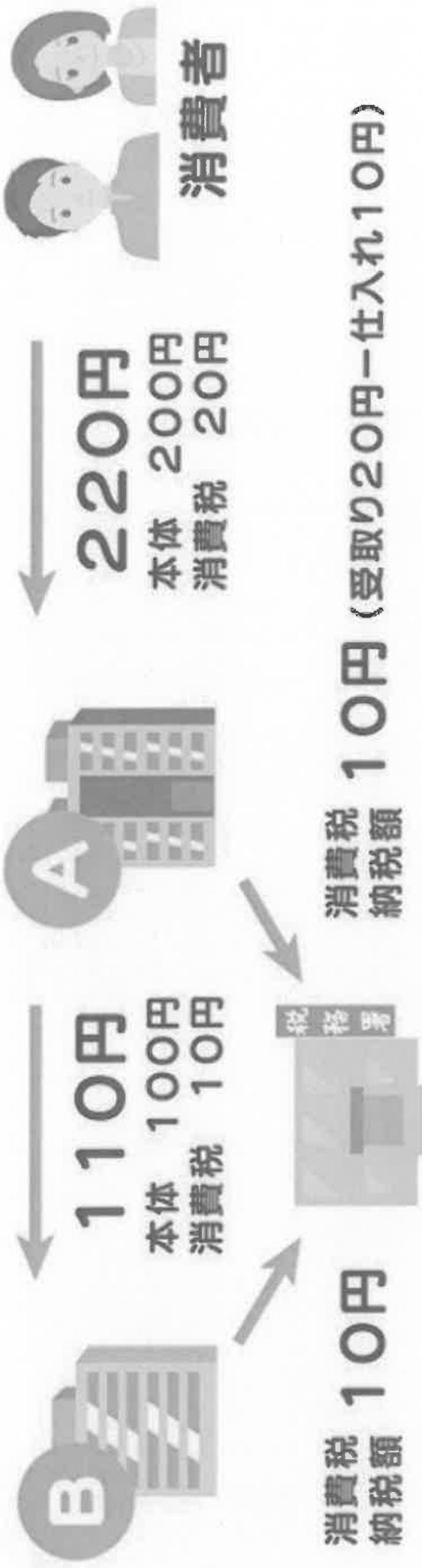
イ 見附市内の免税事業者数を把握しているかお伺いします。

ウ 制度に対する事業者の理解度、また対応状況がどの程度あるのか、現在の市の認識をお伺いします。

エ 様々な影響が懸念される中で、苦しむ事業者に対し何らかの支援ができるのではないかと思います。現に国や商工会議所が進めている支援策の中にはインボイス枠が創設されるなどしております。そこで市としても影響が大きい事業者に対する支援策・軽減策について考えていただきたいと思いますが、その点について考えをお伺いします。

以上

消費税の仕入れ額控除



インボイス制度未登録の場合

